

書評

森松明希子

『災害からの命の守り方—私が避難できたわけ—』

文芸社 (2021 年 1 月刊)

東京経済大学 野村 武司

はじめに

本書は、森松明希子（敬称略。以下同じ。）の 2 冊目の単著である。前作は、『母子避難、心の軌跡—家族で訴訟を決意するまで』（かもがわ出版、2013 年 12 月刊）である。

2011 年に起こった東日本大震災での福島原発事故は、津波を含む震災被害に加えて、とりわけ福島の人たちの生活を一変させ、それを奪った。当時、刻々と変化する事態にもかかわらず、結局、正確な事実が伝えられていなかったことをわれわれは後から知ることになる。海外での注目度も高く、特に、在外邦人で家族が日本にいる人たちの間で動揺が走っていたことから、全ての新聞、ネット、テレビを聴取して、最も確からしい情報を、ある国の日本人向けサイトの責任者に送り続けた経験がある。その時点で感謝はされたものの、今思えば、嘘を拡散していたのではないかと自責の念を覚える。

結局、放射能（ここではそうしておく。本書 192 頁以下。）は、見て、聞いて、嗅いで、味覚で、そして触って認識することができず、瞬間的にそして長期にわたって、人体に蓄積して甚大な被害をもたらすと知識だけがある。その広がり、当初は同心円状に捉えていたが、風向きや地形にも影響を受け、ある状況で少なかったとしても、一定の状況では多くなり、蓄積する場合もあればそうでない場合もある。同じ地域でも、「あそこ」と「ここ」では異なったりする。そして、その発生源である原子力施設で何が起きているのか正確に伝えられることはなく、唯一、「爆発」を起こしたのではないかとと思われる映像だけが見える事実として報じられた。

こうしたなか、森松が 2 人の子どもを抱えて、あの時、「見えないもの」に対する恐怖に震え、どうすべきか悩み、苦渋に苦渋を重ね、「できる

こと」は何かを問い続け、「命を守る」ために、計り知れない思いで福島から逃げる（避難する）決断をしていたのかと思うと、本当に苦しくなる。本書は、そうした森松の「語り」である。

1 区域外避難者と避難の権利

おそらく、森松にとって、「自主避難」（区域外避難者）という言葉は、今も重くのしかかる言葉であろう。むしろ、「避難しなくても大丈夫」と自分に言い聞かせ続けてきた森松が、「裏切り者！」などと言われるのではないかと悩んだ末、避難したいと願っていながら避難しなかった友人に、避難の決意を告げたとき、「ありがとう。どうしてって、・・・（中略）・・・森松さんが避難してくれることで、私には福島県の外に頼っていく先ができる。」と言われたときの話（83 頁）には心動かされる。また、福島にとどまった友人が、「私が一番子どもを守っていない」ということを絞り出すように言った話も同様である（108-109 頁）。

今、森松は、避難することを権利であると確信し、全国にも発信して裁判でたたかい続けている。「権利と考えていいんだよ」という同胞に伝えるメッセージは、とりもなおさず、避難を権利だと確信するに至った森松の数え切れない程の葛藤を伴った軌跡とともにある。避難する権利という考え方があって、自分の行動を根拠づけたのではなく、自分のとった行動が権利と考えなければおかしいのではないかと考え、これを確信したことの意義は大きい。

（あえてこういう言い方をすると）法理論によれば、避難指示区域が指定され、避難指示に従った場合、避難にともなう損害または損失は、賠償または補償されることになる。そのことはとりもなおさず、こうした避難指示によらない避難は、

自由であるとしても、自主的なものとして、賠償や補償の対象にならないことを意味する。政府はこのような考えの下、場合に応じた補償の基準を精緻化し、あらゆる場面に対応しようとするが、自主避難は、避難指示の要件に当てはまらない限り、補償の埒外となる。

森松は、こうした法理論を前にして、避難は、憲法上の権利であるとの確信を持ち、「法理論」は少なくともこうした権利を保障するものでなければならないと訴えている。人権は、生まれながらにして享有するものであるが、それが具体的権利としてどのように生成されるのかを、森松は教えてくれている。そして、その権利の確立により、「それが自分の命に関わる問題だと即座に思える」(256頁)という権利の大切さを、多くの教訓とともに教えてくれているのである。

なお、避難の権利を含んで、被ばくからの自由としたうえで、これ(またはこれら)を憲法上の権利として、平和的生存権(憲法前文)、幸福追求権(13条)、生存権(25条)などを根拠としてその具体的内容を示しており参考になる(262-274頁)。

2 国連・人権理事会本会議でのスピーチ

森松は、2018年3月19日、ジュネーブの国連人権理事会で、スピーチをおこなっている。2017年の国連人権理事会の普遍的定期審査(UPR審査)での勧告に対する回答を正式に表明する場で、当事者のスピーチの必要性を感じた国際環境NGOのグリーンピース・ジャパンが提供してくれた枠でのスピーチであったこと、これにあわせてジュネーブでサイドイベントが開催されたこと、さらに、フランスやドイツでの講演も予定されていたことなどのエピソードも紹介されている(280頁以下)。

2分という与えられた短い時間で何をしゃべるのかということについては、グリーンピースとの「大激論」も経て、「避難しても地獄、とどまるも

地獄、大量の初期被ばく、その後ずっと続く低線量被ばくにされされる生活、健康被害が自分や子どもたちにいつ出るかわからない恐怖、3・11直後に起きた福島原発事故以降、家族4人での穏やかな暮らしを、一変させることになった原発事故のもたらした惨禍に対し、「平和のうちに生存していると思えたことは一度もない」という思い(292頁)を伝えたかったとしており、平和的生存権を基調にしたその原稿も紹介されている(302-303頁)。

もちろん、2分という短いスピーチの中に全てを込めることはできなかったであろうが、サイドイベントやロビー活動を通じて、人権の普遍的な問題として世界に発信し、そして何よりも、森松のなかでその人権性について、より強く確信を持った出来事であったのだろう。また、このころの森松の活躍は、当時、伝わっており、2018年、国連・子どもの権利委員会における第4回・第5回の日本報告書審査に向けたNGOレポート作成(子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)の中でも議論をしたことが思い出される。

おわりに——見えないものとのたたかい

本書は、見えないものとのたたかいとして、新型コロナウイルス禍についても話が及んでいる。そして、「自粛」と「自主避難」は似ている言葉であるとしたうえで、「『自ら』やったことだから、という、一見すると主体的に自ら選択したような錯覚に陥らせられるのです。そして『自己責任』とされるのです。でも、実際は、責任をとらなければいけない者の責任を放免し、起こっている事態に気づきもせず、自らの手によって自らの権利を手放そうとしているのです。その反面、『権利を手放すことを強要されている』という、重大な事態が起こっていることにはまるで無頓着でいるのです。」(415頁)とする。本質的な指摘であり、心に留めておく必要がある。